

再犯防止推進計画

・再犯防止推進計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で、安心して暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉基本計画の見直しに合わせ、「再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

・計画の位置付け

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」により、市町村において再犯防止推進計画の策定に努めなければならないとされており、本市では「再犯防止の推進」は、同法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉基本計画に包含し策定します。

○再犯の防止等の推進に関する法律

(地方再犯防止推進計画)

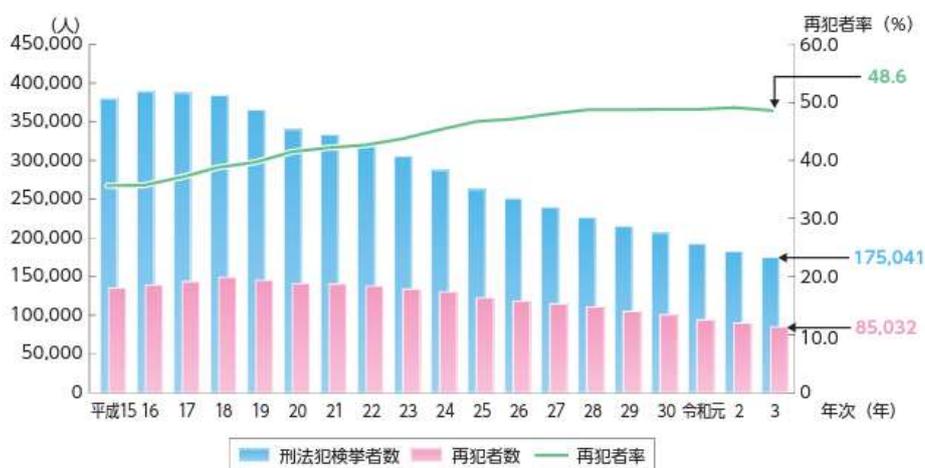
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

・再犯防止を取り巻く状況

○刑法犯検挙者数と再犯者数の推移

刑法犯検挙者中の再犯者数*は、平成19年以降、毎年減少しており、令和3年は8万5,032人であった。再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあったが、令和3年は、48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少した。



出典：令和4年版再犯防止推進白書

*「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。なお、「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

○現状の課題

上のグラフからわかるように全国的に刑法犯者が減少する一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯率）が相対的に増加、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題となっています。

犯罪等をした人の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、障がい、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止の取組みを計画的に推進することが必要です。

・市民の認知度

アンケートでは「再犯防止等の推進に関する法律」について「知っている」または「聞いたことはあるが詳しくはわからない」と答えた方が41%でしたが、保護司の活動を知っていると答えた方は21%、更生保護女性会の活動を知っていると答えた方は5%でした。アンケート結果から、現在、和泉市では更生保護に関する取組みの認知度が低いため、「社会を明るくする運動」等を通じて保護司会や更生保護女性会の活動内容を知ってもらえるよう活動内容の啓発が必要です。

保護司

法務大臣から委嘱を受け、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるため、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動などを行います。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、更生保護施設の訪問、更生保護の啓発活動などを実施しています。

・施策の方向性 再犯防止の推進

犯罪等をした人が、地域社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図ることで、再犯の防止を推進します。

・具体的な取組み

ア) 再犯防止に関する地域の理解の促進

犯罪等の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解促進に努めます。

イ) 更生保護関係団体の活動支援

保護司会や更生保護女性会が再犯防止に向けた取組み・活動を円滑に実施できるよう支援します。また、地域における更生保護活動の拠点である更生保護サポートセンターの運営を支援します。

ウ) 目標

指 標		現状値	目標値				
連番	内 容		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
1	更生保護活動の認知度	6.0%	10%	15%	20%	25%	30%

計画の根拠となる法律

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日施行）抜粋（第 1 条・第 8 条）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。